

伊丹市交管理規程第5号

伊丹市交通事業会計規程の一部を改正する規程をここに公布する。

令和8年8月12日

伊丹市自動車運送事業管理者

森脇 義和

伊丹市交通事業会計規程の一部を改正する規程（令和８年伊丹市交管理規程第５号）

伊丹市交通事業会計規程（昭和４４年伊丹市交管理規程第１号）の一部を次のように改正する。

次の表中下線部分（以下、改正前の欄にあっては「改正前部分」と、改正後の欄にあっては「改正後部分」という。）については、次のとおりとする。

- (1) 改正前部分及びそれに対応する改正後部分が存在するときは、当該改正前部分を当該改正後部分に改める。
- (2) 改正前部分のみ存在するときは、当該改正前部分を削る。
- (3) 改正後部分のみ存在するときは、当該改正後部分を加える。

改 正 前	改 正 後
（繰替払） 第29条の３ 政令第21条の８第３号の規定により繰替払をすることができる経費及び当該経費の支払のために繰り替えて使用できる収入金は、次のとおりとする。 （１）・（２） （略） （領収書等の徴収） 第40条 （略） <u>２ 前項の場合における債権者の領収印は、請求書に捺印したものと同一のものでなければならない。ただし、債権者が紛失その他やむを得ない理由により印鑑を証明する書類を添えて改印した旨を申出た場合は、この限りでない。</u>	（繰替払） 第29条の３ 政令第21条の８第３号の規定により繰替払をすることができる経費及び当該経費の支払のために繰り替えて使用できる収入金は、次のとおりとする。 （１）・（２） （略） <u>（３） 地方自治法第231条の２の３第１項に規定する指定納付受託者に納付させる収入に係る取扱手数料 当該指定納付受託者が納付する収入金</u> （領収書等の徴収） 第40条 （略）

付 則

この規程は、公布の日から施行する。